

国際・国内動向

『選集』中の解題、文献記述、索引、注等によって、“Die Frau”のペーベル生存中の53版とドイツ語以外の言語への翻訳情況(21ヶ国)、演説・著作・手紙の中で“Die Frau”に言及している箇所等の貴重な情報が示される。特に手紙の中に、“Die Frau”に関する依頼、内容批判への反論が盛り込まれている。手紙に特有な、相手にしかわからない略号等が、編者の手で丹念に読み解かれ詳細な注が付されている。手紙は、各資料館に分散された遺品の中から発掘して、未公開のものを活字にして公表したものもあり、研究上利用価値が高い。

私は、第10巻1分冊に寄せたベスケの一大論文ともいべき「編者序文」(1995年6月付けで執筆)と同第2分冊の末尾に付された詳細な注から学ぶところ大であった。ベスケは、これまで見つけだせなかった“Die Frau”の手書きの原稿や、各版本がチューリヒの「スイス社会文書館アウグスト・ペーベル文庫」にあることをはじめ、この書をめぐる人的つながりにもふれている。50版改訂時の協力者リャザノフ(1870-1938)へのペーベルの未公開の手紙が収録されており、それによってペーベルとマックス・ヴェーバーの妻、マリアンネ・ヴェーバー(1870-1954)との母権論をめぐる論争の事実が浮き上がってきた。

ベスケは、1929年に、1879年の初版から50年を記念する“Die Frau”の版に付されたベルンシュタインの序文が「DDRのペーベル研究にあつては完全に無視されていた」と書いている。ベスケは、ペーベルへのフランスユートピアンの影響、ダーウィニズムの影響も指摘する。

解説にあたってベスケは、ペーベルの同時代人(ミ

ンナ・カウアー、リリー・ブラウン、ルイーゼ・ツイッツ)から、シモーヌ・ド・ボーボワールや最近のドイツ史家リチャード・エヴァンスまでペーベルへの批評に目を行き届かせている。しかし、マリア・ミース等日本でも知られている最新のドイツ・フェミニストのペーベル否定には触れてはいない。

ペーベル研究の新たな可能性

女性選挙権の獲得、女性労働問題の解決のために、行動においても執筆においても、人生の相当部分のエネルギーを注いだペーベルは、現代フェミニズムにあつては無視され、“Die Frau”はいわば無意識の焚書にあつている。最近私はヘルマンとベスケと文通しているが、ベスケは、この選集全巻が1997年10月終わりの「フランクフルト書籍メッセ」に展示されたこと、転換期の困難な状況の中でIIGSの援助無しには完結はありえなかったこと、自分たちは最後の数年間無報酬で仕事をしたこと、この仕事はかつての両ドイツの、そして統一ドイツの労働運動史の研究の成果に基づいていること、ペーベルの手紙の中に、東京の「平民新聞」編集部に当てたもの(1907.6.19)がある(第9巻)こと、等々を書いている。

私は今、「ペーベルにおける階級とジェンダー」をテーマにしている。最近の手紙でベスケは新しいペーベルの女性解放論を編集集中であることが判った。ヘルマンは、1997年ペーベル夫妻の書簡集を出した。ペーベル研究の新たな可能性が開けてきている。

(会員・昭和女子大女性文化研究所教授)

イタリアの週35時間労働の法制化

——法案の内容と闘いの現状

宮前 忠夫

本誌前々号で紹介したように、フランス、イタリア両国での週35時間労働「法制化」の闘いが失業克服闘争とならぶ「欧州労資の対決点」として、激しい展開をみせている(No.29、宮前「EU通貨統合と

欧州労働組合運動の課題」参照)。EU(欧州連合)経済・通貨同盟とその通貨ユーロの発足が近づくにつれ、闘いは両国議会内外での論戦を回転軸とした総力戦が展開されている。そして、フランスでは、

5月19日、ついに国民議会が2度目の(最終の)採択をし、週労働35時間法を成立させた。両国の進展状況の対比では、単に時間的に数ヵ月先を行くというだけにとどまらない質的な差もともないつつフランスが先行しているが、ここではとりあえず、これまでに日本であまり紹介されていない、イタリアの週35時間労働「法制化」の法案とそれをめぐる闘いの現状を簡単に報告しておきたい。

イタリアの週35時間労働「法制化」の法案

イタリアでも、フランスと同様に財界が時短そのものに反対しているが、その力点は労働時間短縮そのものよりも、「法制化」による時短——労働時間の法的・一般的規制——の阻止に置かれている。そのイタリアでは3月24日、予定よりも約2ヵ月遅れて、週35時間労働を「法制化」する法案が閣議決定された。法案の内容(全5条のうち第1章・1~4条)は次のとおりである(〔 〕内と<注>は宮前)。

1998年3月24日閣議決定の週労働35時間法案

第1章 労働時間に関する規定

第1条(労働時間)

1. 本章の規定する所により、2001年1月1日以降、従業員15人を超える企業については、通常の労働時間を、労働協約により定められた計算方法にもとづく週35時間とする。その他の企業に関しては、1997年6月24日の法律第196号第13条¹⁾1項1文の規定、および、いかなる場合にも、同じく第1項の2文の規定の適用を確認する。

第2条(割増)

1. 第1条に定める35時間の労働時間を超える労働時間に関しては、労働協約により規定された賃金割増のほかに、第1条に定める通常労働時間を超える時間に対して、および、労働協約上の労働時間を上回る場合はその超過時間に対して、それぞれに、1995年12月28日の法律第549号18項から21項にうたわれた修正をも踏まえつつ、1997年6月24日の法律第196号第13条に定める命令によって〔失業保険の〕保険料割増を定めるものとする。
2. 本条の規定を除き、また、第5条および1997年法律第196号第13条1項1文に定める命令にうたわ

れたものを順守するかぎりにおいて、通常制度および労働時間報酬の規制に関する労働協約の排他的権限は引き続き有効である。

第3条(1997年6月24日の法律第196号第13条「労働時間の短縮および変更への奨励金、パートタイム労働」の修正)

1. 1997年6月24日の法律第196号第13条2項2文および3文を次のように読みかえるものとする。
「これらの措置は、各労働時間区分²⁾への〔奨励金〕補助率の変更の詳細に関して本命令に定める規準および方式にもとづいて適用される。この補助率は垂直パートタイム労働〔＝専らパートで就労〕の場合に関しても、週の平均労働時間が上記各時間区分に含まれる場合には適用される。この措置は、とくに、増員にともなう労働者の無期限採用が予定される場合、生産設備の新設の場合、労働契約のフルタイムからパートタイムへの変更の場合、また、人員過剰の処理過程において、当該協定の新規雇用促進計画への効果を支援するために、全国レベルの比較的に最も代表的な労働組合組織によって調印される労働時間短縮に関する協定の、時宜をえた締結の奨励を優先的目標とする」。同じく1997年法律第196号第13条の2項に定める命令は本法律の発効の日から90日以内に公布される。

第4条(検証)

1. 2000年11月までに、政府は、全国的に最も代表的な労働組合および雇用者の諸組織とともに、本章に定める労働時間短縮奨励措置の効果、および、通常労働時間の——第1条に定める意味での——週35時間、への確定の結果を、各生産部門および地域における経済的・社会的状況に関して、検証する。

第2章 欧州共同体指令93/104の国内法化

第5条(授權)(略)

こうして、35時間法案はやっと提出されるに至ったが、問題点や不明確な点も多い。その最大のものは、①時短にともなう賃下げなしの保障が明記されていない、②労働協約とこの法案(新法)との関係、

国際・国内動向

とくに具体的な週労働時間の計算方法の問題、③97年法律第196号（通称トレウ法）第13条とこの法案（新法）の関係、とくに、従来、全労働者一律だった法定労働時間が企業規模によって、事実上、2つ（15人以下と15人超）になる問題などである。

法案への反応とひきつづく「欧州労資対決」

35時間法案について、政党としては唯一、法制化を推進してきた閣外協力与党・共産主義再建党は、政府との協定事項（協定全文は本誌№29参照）の重要な一環が遅ればせながら実行されたことを歓迎しつつ、法律の早期成立をめざしている。

最大の妨害勢力である財界、とくに工業連盟は、この間、内外のあらゆる可能性を動員して時短「法制化」の阻止に全力を注いできた。国内では財界人、学者・知識人・マスコミなどであり、国外ではドイツのコール首相やヘンケル・BDI（ドイツ産業連盟）会長などからG7、IMF（国際通貨基金）³⁾、EU委までの反対論調を動員した。反対論に共通するのは時短は経済の国際競争力を阻害し、景気と雇用を減速させ、失業を増やすという点であり、工業連盟の攻撃の矛先は共産主義再建党に向けられ、与党勢力の切り崩しが策動されてきた。工業連盟系の経済紙は共産主義再建党の主張を「反愛国」とよび、35時間法案をはじめとする政府との協定事項の実現を「ベルティノッティ・コスト（共産主義再建党が原因で払わなければならない費用）」と攻撃している。工業連盟は労働組合に対しては35時間「法制化」を支持するなら93年7月協定を破棄するとの脅迫を続けている。

工業連盟は現在も週35時間「法制化」を容認する意向は一切みせていない。フォッサ会長は4月21日、工業連盟理事会（今後2年間の行動計画と役員人事を決定）後の記者会見でそうした立場を表明しつつ、「もし、国会が同法を可決したら、われわれは同法廃止の国民投票の計画を実行に移す。われわれは政治的レッテルを追求するのではなく、与党勢力であれ、野党であれ、われわれを支持する者を決して拒まない」とのべた。これは公然とした現与党勢力分断のよびかけであり、フランスのセリエール経営者協会会長が昨年未行った週35時間「法制化」反対の倒閣

煽動とウリ二つである。

労働組合側では、3大労連（CGIL＝労働総同盟、CISL＝労働組合同盟、UIL＝労働連合）傘下の金属労組などは「賃下げなしの時短」の明記を要求して法案修正を求めているが、所得政策と政労使協調を定めた93年7月協定と、それによって確立された政労使協調体制の維持を優先する立場から時短「法制化」に反対してきた3大労連の指導部は、基本的には従来の立場を変えておらず、法案を消極的支持しつつも、労働協約など労使による裁量範囲拡大を内容とする修正案の提出を表明している。コッフェラーティCGIL委員長は工業連盟に対しては、修正案を提出するのが正当な態度であり「国民投票という考えは誤っている」「工業連盟は労働時間短縮そのものに反対なのではないか」と指摘した。

政府側は法制化の方針そのものは譲っていないが、審議段階での譲歩の余地をみせつつ労使代表の妥協を図る方向で動いている。トレウ労働相は工業連盟の対応に対しては、「われわれは法案を提出している。その結果を待つて考えよう」とし、時短にともなう賃金については労働協約に任せると、事実上、賃下げもありうるとの立場を表明している。

こうして、イタリアでの週労働35時間の法制化の闘いは、フランスに劣らない困難と、フランスに勝る複雑さと激しさをもって進行している（5月中旬現在下院労働委員会で審議中）。

4月9日ローマで開催された「欧州、雇用、労働時間」シンポジウム（伊・左翼民主＝Democratici della sinistra, Ds [左翼民主党＝Partito Democratico della Sinistra, PDSが改名]、仏・社会党共催）に参加したオーブリ仏労働相は、「各国はそれぞれの考え方で進む」と断った上で、新自由主義は失敗した、「労働コストを引き下げ、弾力性を増大させるだけでは不十分であり、労働者保護の切下げは許されず、政府はマーストリヒト条約基準達成で示したのと同じ決意で雇用問題に取り組まなければならない」と、週35時間への労働時間短縮が雇用創出の一手段であるとの、主張を繰り返し、イタリアでの法制化を激励した。

週労働35時間の法制化の闘いは、ユーロ発足にと

もなう労使関係・労働福祉の確立の闘いと密接不可分なものと、ひきつづき「欧州労資対決」の中心に位置している。

- (注) 1. 労働相の姓をとってトレウ法と通称される法律で、第13条は週労働時間を、従前の1923年の法律が定めた48時間から、40時間に短縮することをうたっている。なお、現在の35時間法案は同法の廃止をうたっており、同法(97年法律第196号第13条)はひきつづき有効性を保つたものである。
2. 97年法律第196号第13条2項2文、3文は週24時間以下、週24時間を超え32時間以下、週32時間を超え36時間以下、週36時間を超え40時間以下に区分している。

3. IMF(国際通貨基金)は4月13日に発表した「世界経済観測」の「欧州・米関係およびユーロの展望についての観測」の部分で、週35時間の法制化は今日、急ぐべき規制緩和の道に反するとしつつ、「労働時間短縮および最低賃金引上げの立法措置は構造的失業問題を解決するより、むしろ悪化させるだろう」と、イタリアとフランスの措置を断定的に否定評価した。工業連盟は同観測を歓迎。共産主義再建党のベルティノッティ書記長はIMFは「この数年、反福祉的・反労働者の処方箋のメッセンジャーとして突出している」、「反動主義者の巣窟」とでもいうべきものと批判した。労働組合はそろって、「略式判決だ」とIMFに反発した。

(会員・欧日問題研究者)

富山県における産業構造の変化と 経済不況の現状

友 梶 彰

富山県の産業構造は時代とともに 大きく変化してきた

富山県は、北アルプスから富山平野を南北に流れる黒部川、庄川、神通川など7大河川の豊富な水を利用した水力発電によって、豊富な電力に恵まれている。そのため、戦前から紡績、化学肥料製造・製薬、鉄鋼、製紙など素材型産業が発展し、日本海側屈指の工業県となった。

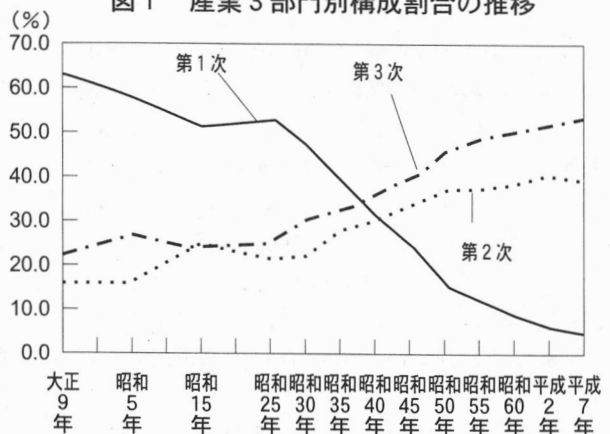
戦後も鉄鋼・化学・アルミ・紙・パルプなどの重化学工業化が急速に進む。しかし、1965年前後の「オイルショック」と70年ごろからの「円高不況」によって基礎素材型産業が大きな打撃を受け、独占大企業が工場を閉鎖・縮小していった。その後、素材型産業に代わり加工組立型産業が中小企業を基盤に大きく伸びていった。その結果、1990年には従業員30人以下の事業所が全事業所の87%をしめるように、中小・下請け企業の構成が大きくなっていった。

また、サービス産業を中心に第3次産業が、産業3部門構成割合で90年が52.5%、95年が54.5%と比重を増してきている。(図1参照)

産業構造別就業者数の変化は、表1のように、

第1次産業は、年々減少を続け、1985年には10%を割り、95年には5.6%まで落ち込んだ。第2次産業は、1950年以降緩やかに上昇を続けていたが90年の40.8%が95年には39.8%と上昇が止まった。また、商業部門でも、規制緩和による大型店の地方への進出・価格破壊・元旦営業や営業時間延長、農畜産物・水産物の輸入拡大などは、商工業者の経営危機、地域経済の破壊と産業の空洞化をいっそう深刻にしている。民営事業所統計調査によれば民営事業者数は、

図1 産業3部門別構成割合の推移



資料：総務庁「国勢調査」